

## 職員の特殊勤務手当に関する規程の一部改正について

### 1 改正の趣旨

新型コロナウイルス感染症に係る職員の手当については、職員の特殊勤務手当に関する規程第14条に基づき施行された、令和2年3月19日付け本部第568号通知、同年4月3日付け本部第5号及び同年5月21日付け第63号の特例通知に基づき、重点医療機関の指定に伴う治療等業務の重要性や困難性に対して支給しているが、新型コロナウイルス感染症を取り巻く社会情勢や治療法の確立していないウイルスに対する感染リスクなどの危険性等に鑑み、これまでの特殊勤務手当の特例を廃止し、「新型コロナウイルス感染症手当」を新たに支給するものとする。

### 2 改正の内容

- (1) 職員の特殊勤務手当に関する規程第8条の2として、新型コロナウイルス感染症手当の規定を新設し、職員が新型コロナウイルス感染症患者に接する業務に従事したときに日額3,000円を支給する。(第8条の2第1項及び第2項関係)
- (2) 新型コロナウイルス感染症患者に接する業務ではないものの、職員が新型コロナウイルス感染症の病原体の検査業務に従事したときは、当該業務の特殊性に鑑み、日額350円を支給する。(第8条の2第3項関係)
- (3) 新型コロナウイルス感染症手当の計算期間を1月として、翌月の給料支給日に支給する。(第13条関係)

### 3 施行期日等

- (1) 令和2年7月1日から施行し、第8条の2の規定については、令和2年2月5日から適用する。
- (2) 改正前の職員の特殊勤務手当に関する規程に基づいて支給された給与は、改正後の職員の特殊勤務手当に関する規程(第8条の2第1項及び第2項)に基づいて支給される給与の内払とみなす。

職員の特殊勤務手当に関する規程の一部改正（案） 新旧対照表

新	旧
<p>第1条（略） （特殊勤務手当の種類）</p> <p>第2条（略） （1）～（6）（略） <u>（7）新型コロナウイルス感染症手当</u></p> <p>第3条～第8条（略） <u>（新型コロナウイルス感染症手当）</u></p> <p><u>第8条の2</u> <u>新型コロナウイルス感染症手当は、職員が新型コロナウイルス感染症患者に接する業務に従事したときに支給する。</u></p> <p><u>2</u> <u>新型コロナウイルス感染症手当の額は、日額3,000円とする。</u></p> <p><u>3</u> <u>前2項に定めるもののほか、職員が新型コロナウイルス感染症の病原体の検査業務に従事したときは、前項及び第2条第2号の規定を適用せず、日額350円を支給する。</u></p> <p>第9条～第12条（略） （特殊勤務手当の支給方法等）</p> <p>第13条 特殊勤務手当は、月の初日から末日までの1月を計算期間とし、第3条から第7条まで及び第8条の2に掲げるものについては当月分を翌月の給料支給日に、第8条に掲げるものについては当月分を当月の給料支給日に支給する。</p> <p>2～4（略）</p> <p>第14条（略）</p> <p>附 則</p> <p><u>1</u> <u>この規程は、令和2年7月1日から施行する。ただし、改正後の第8条の2の規定は、令和2年2月5日から適用する。</u></p> <p><u>2</u> <u>改正前の職員の特殊勤務手当に関する規程に基づいて支給された給与は、改正後の職員の特殊勤務手当に関する規程に基づいて支給される給与の内払とみなす。</u></p>	<p>第1条（略） （特殊勤務手当の種類）</p> <p>第2条（略） （1）～（6）（略） （新設）</p> <p>第3条～第8条（略） （新設）</p> <p>第9条～第12条（略） （特殊勤務手当の支給方法等）</p> <p>第13条 特殊勤務手当は、月の初日から末日までの1月を計算期間とし、第3条から第7条に掲げるものについては当月分を翌月の給料支給日に、第8条に掲げるものについては当月分を当月の給料支給日に支給する。</p> <p>2～4（略）</p> <p>第14条（略）</p>

## 新型コロナウイルス感染症に係る手当の支給について

### 1 趣 旨

- これまで、当機構においては、新型コロナウイルス感染症に係る手当については、足柄上病院及び循環器呼吸器病センターが令和2年4月1日に重点医療機関に、精神医療センターが令和2年5月1日に精神科コロナ重点医療機関に指定されたことに伴い、当該治療に従事する医師、看護師等の業務の重要性及び困難性に鑑み、従来の感染症等接触手当及び特殊業務手当に代わり、特例措置として特殊勤務手当を支給することとした。

(令和2年4月3日本部第5号通知及び令和2年5月21日本部第63号通知参照)

- 今回、新型コロナウイルス感染症という治療法が確立していないウイルスに対する感染リスクなどの危険性に鑑み、他の地方独立行政法人の病院機構等の状況も参考に、これまでの特殊勤務手当の特例を廃止し、特殊業務手当に加えて危険手当としての性格を持つ、新型コロナウイルス感染症に係る手当（以下「コロナ手当」という。）を新たに支給することとする。

### 2 コロナ手当の概要

- 当機構の全病院、全職種を対象に、日額での支給を行う。
- 金額は、日額3,000円として、日数に応じて支給する。
- 支給要件は、感染予防策として個人用防護具を着用して、新型コロナウイルス感染症の陽性患者に対応した場合とする。
- 臨床検査技師については、新型コロナウイルス感染症患者に接しない場合でも、職員が新型コロナウイルス感染症の病原体の検査業務に従事したときは、当該業務の特殊性に鑑み、日額350円を支給する。
- 雇用形態にかかわらず、同額を支給する。
- コロナ手当については、令和2年7月1日から施行することとし、支給については、令和2年2月5日に遡って適用する。
- 従来の特殊業務手当とコロナ手当は併給する。
- コロナ手当の支給開始に当たり、これまで支給してきた特殊勤務手当の特例はコロナ手当の通知と同一の日をもって廃止する。コロナ手当の遡及適用に当たっては、特殊勤務手当の特例とコロナ手当は併給せず、コロナ手当に従来の特殊業務手当を加えた額と、特殊勤務手当の特例による既支給額とを比較して高い方の額を支給することとする。